○日野市立男女平等推進センター活動団体登録事務取扱要領

令和８年１０月１日制定

日野市立男女平等推進センター事務取扱要領（平成１６年４月１日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要領は、日野市立男女平等推進センター（以下「センター」という。）において、男女平等推進に関する活動を行う団体の登録について、必要な事項を定めるものとする。

（登録の要件）

第２条　登録できる団体は、次のすべての要件に該当するものであること。

(1)　男女平等推進に関する活動・学習を行っていること

(2)　市内を拠点に活動していること

(3)　営利、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと

(4)　法令違反、公序良俗に反する行為を行っていないこと

（登録の申請）

第３条　登録をしようとする団体は、登録申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　規約等

(2)　会員名簿

（登録の承認）

第４条　市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認められるものについては、承認書（第２号様式）を交付するものとする。

（登録の変更）

第５条　前条の規定により承認を受けた団体は、承認に係る内容に変更が生じたときは、速やかに変更届（第３号様式）を市長に届け出るものとする。

（登録の有効期間）

第６条　登録の有効期間は、登録承認日から登録承認日の属する年度の翌年度の末日までとする。

（登録の取消し）

第７条　承認を受けた団体が、次の事由に該当するときは、承認を取り消すものとする。

(1)　団体から申し出があったとき

(2)　第２条の要件に違反したとき

(3)　第２号に掲げるもののほか、センターの活動団体としてふさわしくないと認められる行為があったとき。

（活動報告）

第８条　承認を受けた団体は、その年度の活動が終了した後、速やかに年間活動報告書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録による支援）

第９条　センターの活動団体として登録することにより、次に掲げる支援を受けることができる。

(1)　男女平等推進に関する活動を実施する場合、センターの集会室を、１ヵ月につき４枠を上限として、事前に予約することができる。ただし、公用その他やむを得ない理由により急遽使用する場合は、この限りでない。

(2)　その他、市長が必要と認める支援を受けることができる。

（委任）

第10条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付　則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。